登録速報(適用拡大)

農薬名:ザクサ液剤

登録番号:第22901号

適用拡大登録日:2021年9月8日

適用拡大登録内容

農薬登録申請書第6項を以下のとおり変更する。

- ① 作物名「いちご」「にら」「にんにく」を追加する。
- ② 作物名「果樹類(かんきつ、りんご、びわ、いちょう(種子)、くり、キウイフルーツ、食用桑(果実)、さんしょう(果実)を除く)」、「かんきつ」、「りんご」、「びわ」、「キウイフルーツ」、「くり」、「いちょう(種子)」、「さんしょう(果実)」、「アスパラガス」、「水田作物」、「水田作物(水田刈跡)」、「水田作物(水田畦畔)」、「花き類・観葉植物」、「樹木類」及び「樹木等」の使用時期の草丈に関する記載を削除し、【追加・変更後】のとおりとする。

【追加・変更後】(変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	使用量		+*10	/t-m	グ ルホシネート及 びグ ルホシネート
				薬量	希釈水量	本剤の 使用回数	使用 方法	P を含む農 薬の総使用 回数
いちご	_	一年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期 定植前又は 畦間処理)	300~500 mL/10a	100~ 150L/10a	3回以内	雑草 茎葉 散布	3回以内
にら	_	一年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期 畦間処理)	300~500 mL/10a	100~ 150L/10a	2回以内	雑草 茎葉 散布	3回以内
にんにく	_	一年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期 萌芽前又は 畦間処理)	300∼500 mL/10a	100~ 150L/10a	2回以内	雑草 茎葉 散布	2回以内

果樹類 (かんきつ、 りんご、びわ、		一年生雑草		300~500 mL/10a				
いちょう(種子)、くり、おけイプルーツ、食用桑(果実)、さんしょう(果実)を除く)		多年生雑草	収穫前日まで (雑草生育期)	500~1000 mL/10a				
かんきつ りんご	_	一年生雑草	収穫 21 日前まで (雑草生育期)	300∼500 mL/10a	100∼150 L/10a	3 回以内	雑 茎 散草 葉 布	3 回以内
びわキウイフルーツ				500~1000 mL/10a				
		一年生雑草	収穫 30 日前まで (雑草生育期)	300~500 mL/10a				
< b				500~1000 mL/10a				
いちょう		一年生雑草	収穫 14 日前まで (雑草生育期)	300∼500 mL/10a				
(種子)		多年生雑草		500~1000 mL/10a				
さんしょう (果実)	_	一年生雑草 多年生雑草 一年生雑草 一年生雑草及び 多年生広葉雑草	収穫 7 日前まで (雑草生育期)	300~500 mL/10a		2 回以内		
				500~1000 mL/10a				2 回以内
アスパラガス			萌芽前 (雑草生育期) 収穫前日まで (雑草生育期 畦間処理)	300~500 mL/10a				
			収穫打切り後 (雑草生育期)	500mL/10a				
水田作物		一年生雑草	耕起前 (雑草生育期)	300~500 mL/10a		1回		1日
水田作物 (水田刈跡)	水田 刈跡		雑草生育期					
水田作物 (水田畦畔)	水田	一年生雑草 多年生雑草	収穫7日前まで (雑草生育期)	500~1000 mL/10a		2 回以内		2 回以内
花き類・ 観葉植物	_	一年生雑草	雑草生育期 畦間処理	300∼500 mL/10a		3 回以内		3 回以内
樹木類	十二种中	雑草生育期	300∼500 mL/10a		2 🖽 🗸 1		2 MAN 1	

	公園	一年生雑草		500~1000			植栽	
樹木等	庭園 り場 選 名 と 単 単 単 単 単 単 単 単 単 単 単 即 単 面 鉄道	多年生雑草	雑草生育期	mL/10a 1000~ 2000mL/10a	100∼200 L/10a	3 回以内	地除樹等周地雑茎散をく木の辺に草葉布	3 回以内

※当該変更に伴い、農薬登録申請書第7項を以下のとおり変更し、全体を【変更 後】のとおりとする。

(3)<u>本剤は</u>雑草の生育期に有効であるが、雑草が大きくなりすぎると効果が劣るので<u>、</u> <u>草丈30cm程度を目安に</u>時期を失しないように、薬液が雑草全体によく付着するように ていねいに散布すること。

【変更後】

7 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) 散布直後の降雨は、効果を減ずるので、天候をよく見きわめてから散布すること。
- (3) 本剤は雑草の生育期に有効であるが、雑草が大きくなりすぎると効果が劣るので、 草丈 30cm 程度を目安に時期を失しないように、薬液が雑草全体によく付着するようにていねいに散布すること。
- (4) 植物に薬液が付着すると薬害を生じるので散布液が付近の農作物、樹木の茎葉に飛散しないように散布すること。特に野菜類の生育期畦間散布で使用する場合は作物にかからないように十分注意して散布すること。
- (5) 茶(幼木)に使用するときは樹高 30cm 以上、雑草の草丈 20 cm 以下で処理すること。処理当年には摘採しないこと。薬液が付着した茶葉には黄化、褐変、落葉などの症状を生じることがあるので、噴口を低くして芽や新葉にかからないように注意して散布すること。
- (6) アスパラガスの立茎栽培で使用する場合は、萌芽している若茎に薬害を生じるおそれがあるので、散布後新たに萌芽した若茎を用いて立茎することが望ましい。
- (7) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (8) 散布液を調製した容器及び散布器具は使用後十分に洗っておくこと。
- (9) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は環

境に影響を与えないよう適切に処理すること。

(10) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意すること。特に適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分に確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。